地域の子育て支援の役割と課題

- 子育て世代包括支援センターに焦点を当てて-

Roles and issues of local child-rearing support

Focusing on the Child-rearing Generation Comprehensive Support Center 坂本保子,藤邉祐子

要旨

地域子育て支援の役割や課題について概観した。結果、本市は妊婦から子育で時期まで切れ目なくその時期ごとに必要な支援を受けられるような内容であるがよりきめ細やかな支援のために以下の課題があげられた。「乳幼児死亡率が高い」「産後ケアで宿泊を希望している産婦のニーズが高い」「妊産婦の育児に対する不安が大きく育児技術などの習得についてのニーズがある」「妊婦歯科健康診査受診率が50%以下と低い」ことである。今後、取り組みとして本学と地域がさらに連携し本学やサテライトなどを活用することで地域の乳幼児を持つ親には「子どもの触れ合いの場」「子育てに関する相談・活動の場」として積極的に活用してもらうことで子育て負担感や社会的孤立を予防できると考えられる。

キーワード:子育て支援、子育て世代包括支援センター、地域

I. はじめに

本市は、企業の集積や都市化の進展、水産業の振興などを背景に、2017(平成 29)年1月1日に中核市に移行した¹⁾。それとともに本市に保健所が設置され同年3月には、圏域連携中枢都市を形成し中枢機能の充実を図っている。

現在、本市の人口は約 224 千人(2021 年 4 月)であり、2018(平成 30)年の人口約 23 万人²⁾より減少傾向である。

Ⅱ. 地域子育て支援が必要とされる背景及び現状

1. 少子化の現状

全国での合計特殊出生率をみると、第 1 次ベビー ブーム期には 4.3 を超えていた。 1990年にはそれまで最低であった 1966年 (丙午) の 1.58 を下回る 1.57 を 1989年に記録 $^{3)}$ し、少子化傾向が注目を集め「エンゼルプラン」が策定され、国による少子化対策が進められる

ことになった。1999年には、雇用、母子保健、相談、教育など少子化対策の具体的実施計画について「新エンゼルプラン」が策定された。その後2005年、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録したが令和2年度は1.34³⁾であった。

本市の出生率は、2019 年(令和1年)で 6.5、合計特殊出生率は、1.47 であった²⁾。乳児の生存は母体の健康状態や養育環境や教育経済の好調や公衆衛生、医療技術の進歩などにより影響される。全国の 2019 年における乳児死亡率は 1.9(対 1000 人比)である³⁾。乳幼児死亡とは、生後 1 歳未満の死亡をいい、本市の乳児死亡率の推移をみると全国平均より上回っている²⁾(図 1)。乳児死亡率は地域・社会全体の保健水準・生活水準を指し示す指標の一つであるとされている。晩婚化、晩産化、出産年齢の遅延化・高齢化及び若年化、不慮の事故など様々な理由が考えられるが本市の課題の一つであるといえる。

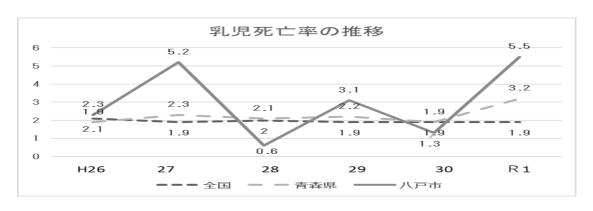


図1 乳幼児死亡率の年次推移

2. 健やか親子 21

2001 (平成 13) 年に母子保健の国民計画として「健やか親子 21」が制定された4)。2014 (平成 26) 年に最終年度を迎え、最終評価報告書で示された今後の課題や提言をもとに、「健やか親子 21 (第 2 次)」健やか親子 21 (第 2 次)が開始され 10 年後の目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」として3つの基盤となる課題と2つの重点課題が制定された5)。基盤課題 A では、妊産婦・乳幼児への保健対策として、「妊娠期から出産、育児期まで切れ目なく、各事業機関間の連携体制を強化、母子保健事業の評価、支援体制の構築を目指す」ことを掲げている。次に基礎課題 B では、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策として、他分野が協力して、児童生徒が自分の心身の健康に関心を持ち健康維持・向上に取り組めるような対策」を掲げている。さらに基礎課題 C では、子どもの健やかな成

長を見守り育む地域づくりとして、「社会全体で子育て世代の親を孤立させないように、国や地方公共団体だけでなく、様々な NPO 法人や、母子愛育会、母子保健推進員などとの役割分担を明確化すること」を掲げている。重点課題1では、育てにくさを感じる親に寄り添う支援として、「親子が発現する様々な育てにくさのサインを受け止め、寄り添う支援の充実を図ること」を掲げている。重点課題2では、妊娠期からの児童虐待の発生を防止する対策として、「妊娠期からの情報提供や早期予防が大切だとし、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であること」を掲げている50。

3. 児童虐待の現状

現代は、少子高齢化、育児の孤立、コミュニティの崩壊、などの課題があり、政府も様々な支援対策を講じてきた。子どもの虐待は、2016 年 5 月児童福祉法の改正により児童の主体的権利が確認された。しかし働く女性や育児不安や育児負担を抱えている母親が増加しており児童虐待も増加しており、相次ぐ児童虐待による痛ましいい事件が後を絶たない。全国児童相談所の虐待相談として対応した件数は、増加の一途をたどり、2018 年度では、15万 9838 件で 2019 年度では 19 万 3780 件と増加しており、深刻な事件や児童虐待が後を絶たない。このため国は、児童虐待防止対策として法律の一部改正(2020 年 4 月施行)を行った。しかしながら、2020 年度では、20 万 5044 件とさらに増加傾向である 6)。

青森県の 2019 年度の相談件数は 1620 件であり、2020 年度では 1749 件で、本市の 2019 年度の相談件数は 1354 件であり、2020 年度では 1511 件でどちらも増加している⁷⁾。

本市における 2020 年度の虐待相談種類別にみると心理的虐待が最も多く 318 件、次いで身体的虐待 135 件、ネグレクト 124 件、性的虐待 3 件であった。主な虐待者は、実母が多く、次いで実父、実父以外の父が増えている⁸⁾。

現代は、核家族化の進行や近隣とのコミュニケーションも減り人のつながりが希薄になり妊娠中から孤立感や育児に対する不安をもつ妊婦も少なくない。インターネットを通じて子育て情報は多様化する一方、地域や家庭で直接的な子育て支援が得にくい状況もある。村井・流郷らは母親のストレスや困難を軽減するのは、母親自身が身近なソーシャルサポートを受けていると認識している場合に、自己効力感が高い⁹⁾と報告している。そのため地域の適切な支援が必要であり妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて妊娠や、子育ての不安、孤立などに対応し児童虐待のリスクを早期発見することが重要である。

Ⅲ. 母子保健事業

1. 子育て世代包括センター(図2)

2017年の母子保健法(母子保健法第22条)の改正により平成29年4月より子育て世代包括支援センターを市町村に設置することが努力義務とされた(以下、包括支援センターとする)。包括支援センターの目的は、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築することである。主な従事者は、保健師、助産師、看護師、栄養士でありその対象は、妊産婦、乳幼児その保護者などである。取り組みには、「①妊産婦および乳幼児の実情の把握、②妊娠・出産・育児に関する相談並びに情報提供、助言および保健指導、③支援プラン策定、包括的支援の実施、④妊娠出産包括事業の実施⑤保健医療又は福祉関係機関との連携調整となっている。」100 としている。

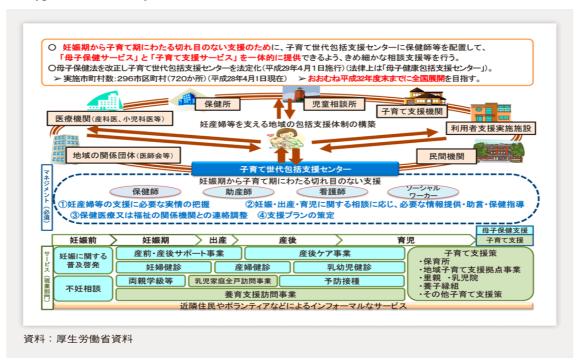


図2 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

1)支援プランの策定

支援プランの策定には、妊婦自身が作成する利用計画(セルフプラン)と保健師などの 専門職が策定する養育支援プランがある。

本市では、母子手帳交付時に保健師・助産師などの専門職が妊婦と直接個別に関わり妊娠期から子育で期までの利用計画(セルフプラン)が立てられるように寄り添い、安心して妊娠・出産・子育できるようにと「はちまむ応援プラン」と市の子育で情報提供を掲載した妊娠・出産・子育でガイド「はちまむサポートブック」¹¹⁾を作成(図3)し、ひとり1冊ず

坂本保子 他:地域の子育て支援の役割と課題 -子育て世代包括支援センターに焦点を当てて-

つ配布している。内容は、妊娠から産後、子育て期に分かれており、妊娠から産後まででは、 母子手帳交付番号をはじめに、現在の状況、仕事、里帰りの有無、妊娠・出産・子育てに対 する思い、妊娠初期から産後1から2か月までの自身でできること、家族・育児協力者がで きること、今後利用するサポート事業について記載されている。

子育て期では、子育てに対する思い、乳児期・幼児期(1~3歳と3~6歳)のおりにそれぞれの子育てポイントや親が行う検査・検診・健康診査・予防接種、子育てサポート事業など多岐にわたり子育てに必要な様々な情報がまとめられている。実績としては、令和元年の利用計画策定数は2627 件、養育支援プラン策定数は2905 件で、令和2年度では利用計画策定数は2422 件、養育支援プラン策定数3555 件であった1)。

本市の母子手帳の交付数は、平成30年で1526件、令和元年で1482件、令和2年で1325件¹⁾であった。母子手帳交付時は、これまでも保健師等が妊婦に面接を行い、妊娠の受け止めや支援者の有無等を把握し、必要に応じて支援を行ってきている。

妊婦やその家族にとってプライバシーが守られ、安心して会話ができる環境の中での配慮が必要である。多くは特に問題がない妊婦である。一方、特定妊婦(最重度妊婦)および高ハイリスクの妊婦や未入籍、若年、高齢出産、経済的問題、妊娠継続の迷い、未受信妊婦、精神的な問題、国籍が異なる妊婦など何らかの問題を抱えている妊婦も増えているため、本市では対象となる妊婦には他職種と共に迅速な連携を取り支援を行っている。それにより社会的孤立感が解消され、育児への思いや取り組み方が変化し妊婦側が支援を受け入れることができるように妊娠中から個々の妊婦との信頼関係の構築を図っている。

2) 母子健康相談(はちまむ相談)

妊産婦や乳幼児及びその保護者の健康や子育てについて個別相談に応じ、不安や悩みが解消できるよう支援している。主な相談内容は、妊産婦や乳幼児の保護者の相談、妊産婦・赤ちゃん訪問、子どもの発育や発達相談、授乳、母乳相談、離乳食や幼児食の相談、子育てに関する相談などであり、保健師・助産師は母子保健だけでなく精神保健、発達、栄養など多岐にわたる知識と高度なコミュニケーション力と洞察力を持って対応に当たっている。指導する側も指導する力を発揮できるために指導者を育成することが求められる。また様々な事例が複雑化しているため、さらなる他職種連携が必要である。

3) 本市版ネウボラ (図3)

保健・福祉・教育の専門員が連携して、相談内容に合わせて対応・支援されている。個室 の相談室もあり、周りを気にする事なく相談しやすい環境が整えられている。





図3 はちまむサポートブック 11)・ネウボラ 12)

2. 産前・産後サポート事業

1) 妊婦への電話相談

母子手帳交付後の妊娠8か月から9か月ごろの妊婦を対象に妊娠や出産や子育ての不安や悩み等に相談支援を実施しており、安心して妊娠期を過ごせるように助産師・保健師が個々の妊婦に対し電話による相談支援を行っている。実績としては、令和1年の電話支援件数は1195件、令和2年度では1077件¹⁾であった。

2) 妊産婦交流会(はちまむサロン)

令和元年 10 月から実施している事業で妊産婦の心身の安定や育児不安、孤立感の解消を図れるように相談支援を行い、安心して子育てできるよう助産師・保健師が月に1回妊産婦の交流会を通して仲間作りの場として妊婦及び産後4か月までの産婦と乳児を対象にサポートをしている。しかし令和2年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ため開催回数及び人数が少ない。

3) 産後ケア事業

委託事業として市内助産院が日中通所型で利用日の1週間前まで申請・審査決定後利用を通算5回までとして、母親の身体的回復及び心理的安定を促進するととともに、母親自身がセルフケア能力を育むことにより、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援する。対象は支援者がおらず、身近に相談できる人がいない産婦でかつ心身の体調不良により安定した養育が困難であり、支援が必要と認められ育児不安があり保健指導などが必要な産後4か月以内の産婦及び乳児を支援している。現在は、利用できるのは通所型のみであるため宿泊を希望している産婦のニーズもあり今後の課題のひと

つである。

3. 健康教育

1) 両親学級

妊娠 16 週~33 週の初妊婦とその夫を対象に出産を控える心の準備や親の役割について夫婦でともに学び考え、協力して子育てができるように保健師・助産師が支援している。年6回各1日で2回ずつ、集団で実施しておりその内容は、こどもの育て方、妊婦体験ジャケット試着、お風呂の入れ方などである。事情によっては個別対応を実施していることもある。実績としては、令和元年は、5日間で191組、令和2年度では、5日間で173件であった10。令和2年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止になっているため開催回数及び人数が少ない。加えて病院等での母親学級も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止で中止が相次いでいるため妊産婦の育児に対する不安が大きく育児技術などの習得についてのニーズが多いことが課題である。

2) 各地区の健康教室

各地区公民館、小学交などで母子保健に関する知識の普及を図ることにより、健康の保持増進や社会全体で安心して子どもを産み育てることができるようにする支援である。

4. 健康診査

健康診査には、妊婦委託健康診査、妊娠歯科健康診査、産婦健康診査、乳児一般委託健康 診査及び精密検診がある。それぞれの目的は、妊娠中に起こりやすい疾病の予防と早期発 見、妊婦の歯科口腔保健と胎児の健全な発育、産後のうつ予防や新生児への虐待予防を図る ため産後の母子に対する支援、発育・発達の遅れや病気の早期発見・早期治療に努め、乳児 の順調な発育を支援するとしている。実績は、以下の表の通りである。

表 1 各健康診查 1)

| | 妊婦委託健康診査 | 妊婦歯科健康診査 | 産婦健康診査 | 乳児一般委託健康 診査及び精密検診 |
|-------|----------|----------|--------|----------------------|
| 平成30年 | 97. 6% | 38. 5% | _ | 99. 2% |
| 令和 1年 | 98. 8% | 43. 6% | _ | 100% |
| 令和 2年 | 98. 7% | 43. 3% | 95. 2% | 98.6% |

妊婦歯科健康診査は、妊娠8か月9か月の時の電話相談で受診するように促されているがいずれの年も受診率が50%以下と低いことが課題として挙げられる。妊娠中は、つわりなどによりセルフケアが低下することで虫歯になる可能性が多い。またホルモンバランスの変動によって歯周病菌が繁殖し歯のトラブルが起こりやすくなる。虫歯や歯周病などは早産リスクが高くなることや子どもに虫歯菌を移すこともなりかねない。妊娠中に歯科健診や治療を受けることで産後に歯のトラブルの可能性が低くなり、ひいては自分の歯の健康を守るためだけでなく、生まれてくる子どものためにも、口の中の環境は整えておく必要があることをさらに啓蒙していく必要がある。

5. 家庭訪問

家庭訪問の目的は、妊娠・分娩・産後の健康管理と子育て支援に関する情報提供を行うことを目的に妊産婦・新生児(乳幼児)訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業を実施されている。

6. その他

乳児検診受診表、八戸市ハイリスク産婦アクセス支援事業、特定避妊治療時助成事業、不 妊専門相談センター事業、女性健康支援センター事業、女性のための健康講座があり健康保 持増進を図ることを目的として実施されている。なかでも不妊専門相談センター事業、女性 健康支援センター事業は、中核市移譲事業として平成29年1月から実施している。

Ⅳ. おわりに

以上のように、地域子育で支援に求められる役割や課題について概観した。その結果、 今日まで子育でに関する制度が再編を繰り返しながら整備が進められてきた。本市の「はち まむサポートブック」¹¹⁾ は妊婦から子育で時期まで切れ目なくその時期ごとに必要な支援 を受けられる情報が得られるような内容になっている。よりきめ細やかな支援をするため に以下の課題が挙げられた。

坂本保子 他:地域の子育て支援の役割と課題 -子育て世代包括支援センターに焦点を当てて-

- 1. 乳幼児死亡率が高いことについては、晩婚化、晩産化、出産年齢の遅延化・高齢化及び 若年化、不慮の事故など様々な理由が考えられる。
- 2. 産後ケア事業では、現在利用できるのは通所型のみであるため宿泊を希望している産 婦のニーズも高い。
- 3. 両親学級では、妊産婦の育児に対する不安が大きく育児技術などの習得についてのニーズがある。
- 4. 妊婦歯科健康診査は、妊娠8か月9か月の時の電話相談で受診するように促されているがいずれの年も受診率が50%以下と低い。

以上のように様々な課題が挙げられたが、課題1と2については、今後さらに状況を把握し検討していく必要がある。課題3と4については、本学の看護学生が妊婦・産婦の集団指導を通じて保健指導の支援をすることで地域貢献につながると考える。本学では、母性看護援助論で地域の保健師からの講義を受け、また実習を通じて様々な集団指導等を実施する機会を得ている。地域貢献など具体的な方法などは、今後検討していく必要がある。

さらに地域に貢献する場として本学やサテライトなどの利用を活発に使用することが望まれる。その中でも学生には実習や研究の拠点として活用し、地域の乳幼児を持つ親には、子どものふれあいの場、子育てに関する相談・活動の場として積極的に活用してもらうことで子育ての負担感や社会的孤立を予防することが可能になると考えられる。関東や西日本において地域と大学・短大も一体となり子育てサポートセンターを併設し、子育て支援の取り組みをおこなっている例もある。本学も地域の子育て支援をするためには大学・短大がさらに地域と連携することが必要であると考える。

文献

- 1)保健所業務概要 令和2年度版(令和元年度実績)/令和3年度版(令和2年度実績) https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/hokensomuka/kenko_i ryo/1/2/2195.htm (更新日:2021年07月26日)
- 2) 八戸市人口データ(住民基本台帳人口)令和2年度版 https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shiminka/tokeijoho/ 1/14497.html(令和3年3月31日現在)
- 3) 厚生労働省:令和2年版 少子化社会対策白書 全体版 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-

八戸学院大学紀要 第64号

2020/r02pdfhonpen/pdf/s1-7.

4) 厚生労働省:「健やか親子 21」とは https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/...

5) 厚生労働省:「健やか親子21(第2次)の中間評価に関する検討会報告書」 (令和元年8月30日)

https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000606821.pdf

6) 厚生労働省: [PDF]児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移 ... https://www.mhlw.go.jp/content/000863297.pdf

- 7) 青森県 児童相談 2020 (平成31年度(令和元年度)実績)
 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/chuojiso/files/jidosodan_2020
 .pdf アクセス
- 8) 八戸市子育て支援課:八戸市における児童虐待の現状 https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/32/20180619-192321.pdf
- 9) 村井博子、流郷千幸: 幼児期後期の子どもを持つ母親の育児困難感と育児に関する 自己効力感、ソーシャルサポートの関連 聖泉看護研究 VOL. 9 pp27-34 2020
- 10) 厚生労働省:子育て世代包括支援センター業務ガイドライン 平成29年8月 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kosodatesedaigaidorain.pdf
- 11) 八戸市保健所 健康づくり増進課:はちまむサポートブック 八戸市子育て世代包括センター
- 12) 八戸市:はちのへ版ネウボラ 八戸市総合保健センター

https://www.seifuku-sakuraya.com/blog/hashikami/oshirase/entry-27898.html

筆者紹介

坂本保子 八戸学院大学健康医療学部 准教授 藤邉祐子 八戸学院大学健康医療学部 講 師